

## 4. 女性も男性もだれもが共感できる男女共同参画

### (1) 男性、子どもにとっての男女共同参画に向けた取組の推進

事業名及び平成23年度事業概要	23年度 予算額 (千円)	担当課
<b>①子どもの頃から男女共同参画の理解の促進</b>		
<b>ア 男女平等を進める教育・学習の推進</b>		
<p>「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」・「人権教育のための資料」の活用</p> <p>「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」並びに「人権教育のための資料」を、男女平等教育の基本方向として活用するとともにその状況の把握に努め、男女平等教育の一層の充実を図る。また、教科面だけでなく学校の日常生活における固定的な性別役割分担意識の解消をめざす。</p>	—	教育振興室高等学校課  教育振興室支援教育課  市町村教育室児童生徒支援課
<p>「16才からの“シューカツ”教本～高校生のためのキャリア教育&amp;就職支援ワーク集～」の作成・配布・活用促進</p> <p>キャリア教育を推進するために、商工労働部と連携し、生徒が将来の職業生活を見据え、入学時から順に取り組めるように、3年間を見通したキャリア教育ワーク集「16才からの“シューカツ”教本」を作成。平成23年3月、各府立学校に配付</p>	—	教育振興高等学校課
<p>市町村教育委員会に対する指導・助言事項の徹底</p> <p>「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」に基づき、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」を踏まえるとともに、「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」を活用し、男女平等教育をはじめとする様々な課題に即した人権教育に総合的に取り組むよう、市町村教育委員会男女平等教育担当指導主事連絡会及び男女平等教育に関する市町村ヒアリング等を通じて市町村教育委員会に指導・助言する。</p> <p>「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、セクシュアル・ハラスメントについての理解を深め、その発生を防止するよう環境整備及び教職員研修の充実を市町村教育委員会に指導・助言する。平成11年3月に大阪府教育委員会が策定した「人権教育基本方針」並びに「人権教育推進プラン」を踏まえて、男女平等教育を推進する。</p>	—	市町村教育室児童生徒支援課  教職員室教職員人事課
<p>「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」の具体化</p> <p>平成11年3月に大阪府教育委員会が策定した「人権教育基本方針」並びに「人権教育推進プラン」を踏まえて、男女平等教育を推進する。</p>	—	人権教育企画課
<p>キャリア教育の推進</p> <p>府立学校に対して、「働く若者のハンドブック」「採用と人権」を配布するとともに、その趣旨の周知をはかる。</p>	—	教育振興室高等学校課
<p>実践的キャリア教育・職業教育支援事業(平成23年度より)</p> <p>高校の校長マネジメントにより、専門学校や企業、外部人材と連携して、各学校のニーズに応じた実践的なキャリア教育・職業教育プログラムを実践する。</p>	138,000	教育振興室高等学校課

<b>教科書内容の調査・研究</b> 大阪府立の高等学校(支援学校の高等部を含む)における使用教科用図書選定に際し、男女平等の視点を踏まえるよう指導を行う。	—	教育振興室高等学校課 教育振興室支援教育課
<b>小・中学校の教員に対する研修</b> 小・中学校教員を対象とした研修に、教員のキャリアステージに応じて女子差別撤廃条約の趣旨を反映したプログラムを体系的に取り入れる。	—	教育センター
<b>高等学校教員に対する研修</b> 高等学校教員を対象とした研修に、教員のキャリアステージに応じて女子差別撤廃条約の趣旨を反映したプログラムを体系的に取り入れる。	—	教育センター
<b>支援学校教員に対する研修</b> 支援学校教員を対象とした研修に、教員のキャリアステージに応じて女子差別撤廃条約の趣旨を反映したプログラムを体系的に取り入れる。	—	教育センター
<b>新規採用養護教諭研修</b> 新規採用養護教諭を対象とした研修の中で、学校生活での男女平等を実現するための講義を取り入れる。	138	教育センター
<b>校長・教頭に対する研修</b> 学校運営における校長や教頭の役割の重要性を考慮し、小・中・高等学校及び支援学校の校長や教頭に対する研修において女子差別撤廃条約の趣旨の周知徹底を行い、男女平等教育の推進と校務分掌等においても固定的な性差観を解消するよう啓発する。	—	教育センター
<b>男女平等教育に関する図書、ビデオ等の情報収集</b> 男女平等教育を推進するために必要な図書、資料、ビデオ等の収集を行う。	—	教育センター
<b>「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」の徹底再掲【3-(1)-②】 →P41 参照</b>	(一)	教育振興室高等学校課 教育振興室支援教育課 市町村教育室児童生徒支援課
<b>女性教員の登用促進</b> 再掲【1-(1)-②】 →P13 参照	(一)	教職員室教職員人事課
<b>インターンシップ推進事業</b> 就業体験(インターンシップ)や職場見学会を実施することにより、生徒が職業に対する理解を深め、自らの進路選択にあたって、「人間としてのあり方・生き方」の問題として積極的に取り組めるよう支援する。	—	教育振興室高等学校課
<b>イ 家庭・地域等における男女平等に関する教育・学習の推進</b>		
<b>幼稚園教員に対する研修会</b> 幼稚園新規採用教員研修、就学前人権教育研究協議会において男女共同参画の視点を取り入れた研修を行う。とりわけ、研修会においては遊びの内容や玩具・教材等の中に性別役割意識を助長することのないように働きかける。	—	私学・大学課 教育センター

事業名及び平成23年度事業概要	23年度 予算額 (千円)	担当課
<b>保育士等に対する研修会</b> <府実施> ○就学前人権教育研修会(対象:保育士、看護師等)において男女平等を基礎とした人権尊重の視点を取り入れる等により資質の向上を図る。 <市町村補助> ○大阪府安心子ども基金特別対策事業「保育の質の向上のための研修事業等」において男女平等を基礎とした人権尊重の視点を取り入れるなど資質の向上を図るために、研修会(対象:保育士、看護師等)を開催する市町村に対して助成する。	26,757	子ども室子育て支援課
<b>社会教育行政職員に対する研修</b> 社会教育行政職員を対象に男女共同参画についての啓発を行い、女性の様々な分野への参画を促す講座を企画するよう働きかける。	275	市町村教育室地域教育振興課
<b>PTA指導者研修</b> PTA指導者に対して男女共同参画の観点を取り入れた研修を行い、PTA活動における男女共同参画をさらに促進する。 ○地区別PTA指導者セミナー	166	市町村教育室地域教育振興課
<b>PTA指導者への資料等の提供</b> PTA指導者を主な対象として、男女共同参画の観点はもとより、広く人権啓発を図った資料等を作成しHPに掲載する。	—	市町村教育室地域教育振興課
<b>育児体験教育の実施</b> 「男女が協力して家庭生活を築いていく意識と責任を持たせる」という理念のもと、指導にあたっては、乳幼児との触れ合いや交流の機会等の体験的な活動を推進していく。	—	教育振興室高等学校課 市町村教育室小中学校課
<b>②子どもの安全・安心に向けた取組の充実</b>		
<b>ア 児童虐待等への対応</b>		
<b>児童虐待対策事業(関係機関連携強化事業)</b> 児童虐待の防止等に関する法律の趣旨も踏まえ、福祉・保健・医療等、児童の福祉にかかわる関係者が、虐待を発見する力を高め、発見した場合に迅速、適切に対処できるよう、資質向上のための研修事業を実施する。	922	子ども室家庭支援課
<b>市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修事業</b> 市町村児童家庭相談援助指針～相談担当者のためのガイドライン～をテキストに、市町村職員に対し研修を行い、市町村における児童家庭相談体制をバックアップする。	1,235	子ども室家庭支援課
<b>児童虐待対策事業(緊急対応等基盤整備事業)</b> 確実な虐待通報受信、安全確認や立ち入り調査等を、迅速かつ適切に実施するため、子ども家庭センター(6か所)に虐待通報を受信する専用電話及び緊急出動車両、携帯電話を配備する。	2,308	子ども室家庭支援課
<b>児童虐待対策事業(早期家庭復帰対策事業)</b> 子ども家庭センターのカウンセリング機能の強化を図るため、精神科医による子ども家庭センター職員への研修を行うとともに、虐待した親に対するグループ指導を実施する。	1,570	子ども室家庭支援課
<b>児童虐待対応体制強化事業</b> 児童虐待通告受理後の児童の安全確認・安全確保を適切かつ円滑に行うため、警察官OBを府子ども家庭センターに配置し、児童虐待対応体制を強化する。	8,651	子ども室家庭支援課

<p><b>児童虐待防止対策のための広報啓発事業</b></p> <p>児童相談所等における児童の安全確認のための体制強化、近畿6府県・4政令指定都市の共同実施によるテレビCMなどの広報啓発、人材育成、児童相談所等の環境改善等を実施する。</p>	123, 881	子ども室家庭支援課
<p><b>子ども支援チーム・学校体制支援チーム</b></p> <p>学校・市町村のみでは対応が困難な事象に対し、専門家等からなる支援チームを派遣し、問題解決の支援を行う。管理職支援など学校体制をサポートする「学校体制支援チーム」、子どもの心のケア等の対応を行う「子ども支援チーム」がある。</p>	12, 319	市町村教育室 児童生徒支援課
<p><b>児童虐待発生予防対策事業</b></p> <p>1.望まない妊娠等の悩みに対応した相談窓口を開設するとともに、妊婦健康診査の受診勧奨を推進するための普及啓発を行う。</p> <p>2.未受診妊婦などリスクの高い母子に対する適切な保健指導や支援が行えるよう府保健所による市町村の人材育成の支援を行う。</p> <p>3.若年層とりわけ中学生に対する「命の大切さ」の啓発により、生命や母子の健康に関する知識の向上を図る。</p> <p>4.医療機関向けの虐待防止マニュアルの作成により早期からの予防と関係機関による支援体制を強化する。</p>	28, 102	保健医療室健康づくり課
<p><b>児童虐待危機介入援助チームによる援助の実施</b></p> <p>深刻な虐待等、権利侵害の訴えに適切に対応するため、法律や小児・児童精神科医療の専門家からなる児童虐待危機介入援助チームを設置し、子ども家庭センターと連携して、子どもへの援助を行う。</p>	5,123	子ども室家庭支援課
<p><b>児童相談ITナビシステム管理事業</b></p> <p>児童虐待事案への適切な対応を図り、進捗管理等を行うために構築した「児童相談ITナビシステム」の運用を図る。</p>	6,025	子ども室 家庭支援課
<p><b>24時間、365日体制強化、一時保護機能強化事業</b></p> <p>子ども家庭センターにおいて、夜間・休日を問わず、児童虐待通告を受理し、対応する体制を整備するとともに、一時保護児童に適切な支援、教育を実施するための学習支援協力員を配置する。</p>	17,655	子ども室 家庭支援課
<p><b>児童虐待防止対策の推進</b></p> <p>児童虐待対策班(チャイルド・レスキューチーム)を中核として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事件として取り扱うべき事案への厳正な対応</li> <li>○被害児童の迅速かつ適切な保護</li> </ul> <p>を積極的に推進する。</p>	—	警察本部 生活安全部少年課
<p><b>地域虐待防止ネットワーク推進事業</b></p> <p>地域における児童虐待の未然防止を一層推進するために、全市町村にある児童虐待防止ネットワークを要保護児童対策地域協議会への移行を促進する。</p>	—	子ども室家庭支援課
<p><b>養育支援訪問事業(旧: 育児支援家庭訪問事業)</b></p> <p>若年親、家族関係が不安定な家庭等、養育力が不足し、かつ自ら積極的に支援を求めない、地域や親戚から孤立しがちな家庭等を対象に家庭訪問等による育児相談・支援を実施することにより児童虐待を防止するもの。</p>	—	子ども室家庭支援課

<b>専門里親養成(里親委託推進事業の一部)</b> 里親制度の普及を図るとともに、増加する被虐待児等の要保護児童に対し、家庭的な環境の下で養育を行えるよう、新規里親の掘り起こし、施設入所児童を対象とした週末里親の実施、里親の支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関を設置する。	13,267 の 一部	子ども室家庭支援課
<b>家族再統合支援事業</b> 専門的な支援・指導プログラムの導入により、子どもを虐待してしまった、あるいは虐待をするおそれのある保護者の立ち直り支援、家族再統合支援を行う。	5,255	子ども室家庭支援課
<b>イ 子どもの安全・安心の確保</b>		
<b>地域安全センターの設置促進事業</b> 子どもの見守り活動・地域安全活動など住民活動のネットワーク化を図り、地域、学校、行政が連携した防犯活動に取り組むため、市町村において小学校の余裕教室等を活用し、地域防犯活動拠点として、地域安全センターを整備する。	—	男女参画・府民協働課  青少年・地域安全室治安対策課
<b>地域安全マップ利用サービス事業</b> 通学路等における防犯や交通安全上の要注意箇所情報等の共有を図る電子地図システムを活用することにより、情報の共有化を進め、子どもの安全確保に資する。	2,961	青少年・地域安全室治安対策課
<b>「こども110番」運動の推進</b> 再掲【5-(1)】 →P65 参照	(—)	青少年・地域安全室治安対策課  警察本部 生活安全部府民安全対策課
<b>地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業</b> 地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安全で安心できる学校を確立するため、登下校時の通学路における子どもの見守り活動等に従事する学校安全ボランティア(学校安全見まもり隊)に対して、警察官・OB等の地域学校安全指導員(スクールガード・リーダー)を配置し、小学校区を巡回することで、子どもの安全見まもり隊の活動を支援・援助を行う。 補助率 国 1/3、府 1/3、市町村 1/3	13,476	市町村教育室 児童生徒支援課
<b>まちぐるみ子ども安全対策事業</b> 再掲【5-(1)】 →P65 参照	(42,802)	警察本部 生活安全部府民安全対策課
<b>防犯灯のLED化促進事業</b> 再掲【1-(2)-①】 →P15 参照	(—)	青少年・地域安全室治安対策課
<b>児童生徒への指導、支援体制の充実(いじめ対応プログラム)等の活用)</b> いじめ等児童生徒への人権侵害に対する教職員の適切な対応及び、児童生徒への支援のため、いじめ対応プログラム等の活用を促進する。	—	市町村教育室児童生徒支援課
<b>子ども支援チーム・学校体制支援チーム</b> 再掲【4-(1)-②】 →P60 参照	(12,319)	市町村教育室 児童生徒支援課
<b>児童買春・児童ポルノ事案等の悪質な福祉犯罪の取締り及び児童の保護対策の推進</b> 児童買春・児童ポルノ法違反及び児童福祉法違反、売春防止法違反等の少年が被害にかかる悪質な福祉犯罪の取締りを強化し、被害児童に対する継続的支援活動を推進する。	—	警察本部 生活安全部少年課
<b>大阪府青少年健全育成条例に基づく青少年に有害な図書類の指定</b> 書籍、雑誌、ビデオなどのうち、青少年の性的感情を著しく刺激するなど、青少年の健全な成長を阻害すると考えられるものを大阪府青少年健全育成審議会に諮り、指定する。	—	青少年・地域安全室 青少年課

<b>青少年に有害な図書類の販売等状況調査</b> 青少年の健全育成に大きな影響を与える各種施設の営業状況等を明らかにし、今後の社会環境整備を進める上での基礎資料として活用することを目的として実施する。	1,729	青少年・地域安全室 青少年課
<b>インターネット上の有害情報にかかる努力義務の普及啓発</b> 青少年健全育成条例の趣旨に基づき、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することを防止するため、フィルタリングソフトの活用などにより、有害情報の視聴防止に努めるよう、インターネット上の有害情報にかかる営業者等及び保護者の努力義務について普及啓発を行う。	—	青少年・地域安全室 青少年課
<b>サイバー空間における犯罪被害から少年を守るための取組みの推進</b> 再掲【3-(1)-②】 →P38 参照	(—)	警察本部 生活安全部少年課
<b>子ども家庭センター機能強化事業</b> 子ども家庭センターにおいて、非行問題への相談、心理治療等を要する子どもへの対応、非行の背景となる虐待や経済的困難等複雑な問題を抱える家庭の調整など、個々の子どもと家庭の事情に即したきめ細やかな援助に力点をかけた支援を行う。	—	子ども室家庭支援課
<b>「性教育指導事例集」の活用</b> 再掲【2-(3)-①】 →P30 参照	(—)	教育振興室保健体育課
<b>③ 男性にとっての男女共同参画の推進</b>		
<b>労働時間短縮の促進</b> 再掲【2-(1)-①】 →P20 参照	(—)	雇用推進室労政課
<b>ワーク・ライフ・バランスマニュアルの掲載</b> 再掲【2-(1)-①】 →P20 参照	(—)	男女参画・府民協働課
<b>啓発冊子の配布</b> 再掲【4-(2)-①】 →P64 参照	(—)	男女参画・府民協働課
<b>事業者向け男女共同参画情報誌の配布</b> 再掲【2-(1)-①】 →P20 参照	(—)	男女参画・府民協働課
<b>おおさか男女共同参画促進プラットフォームの運営</b> 産学官連携により、大阪全体で男女共同参画を推進するための意見交換を行なう。	—	男女参画・府民協働課
<b>ドーンセンター啓発学習事業</b> 再掲【4-(2)-①】 →P63 参照	(—)	男女参画・府民協働課
<b>育児体験教育の実施</b> 「男女が協力して家庭生活を築いていく意識と責任を持たせる」という理念のもと、指導にあたっては、乳幼児との触れ合いや交流の機会等の体験的な活動を推進していく。	—	教育振興室高等学校課 市町村教育室小中学校課
<b>ホームページの運営</b> ホームページに男女共同参画社会の実現に向けた各種の情報を掲載する。	—	男女参画・府民協働課
<b>男性相談マニュアル及び男性相談員育成プログラム作成事業</b> 様々な困難を抱える男性を対象とした相談支援体制の整備を図る。	3,147	男女参画・府民協働課

## (2) 男女共同参画の理解の促進

事業名及び平成 23 年度事業概要	23 年度 予算額 (千円)	担当課
<b>① 身近な問題として、理解と共感を広げる取組の推進</b>		
<b>啓発冊子の配布</b> 男女共同参画社会について正しい理解と認識を深める一助となるよう啓発冊子を配布する。	—	男女参画・府民協働課
<b>ドーンセンター啓発学習事業</b> 男女共同参画社会について正しい理解と認識を深めるため、各種講座を開催する。 ○企業向け研修セミナー ○男女共同参画施策に関わる職員のための研修プログラム ○府民向け講座 等	—	男女参画・府民協働課
<b>「男女いきいき・元気宣言」事業者制度</b> 再掲【2-(1)-①】 →P20 参照	(—)	男女参画・府民協働課
<b>いきいき企業サーチネット</b> 再掲【2-(1)-①】 →P20 参照	(—)	男女参画・府民協働課
<b>事業者向け男女共同参画情報誌の配布</b> 他社の参考となる取組事例を紹介する事業者向け男女共同参画情報誌を配布する。	—	男女参画・府民協働課
<b>企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業</b> 企業による女性の活躍推進策を支援する一環として、ロールモデルの登録と活用の呼びかけを行うとともに、ロールモデルを育成したい企業とのマッチングを行う。	—	男女参画・府民協働課
<b>各種広報媒体による男女共同参画に向けた啓発</b> 広報媒体を通じて男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発を行う。	—	府政情報室
<b>② 企業経営者やオピニオンリーダー層の意識啓発</b>		
<b>おおさか男女共同参画促進プラットフォームの運営</b> 産学官連携により、大阪全体で男女共同参画を推進するための意見交換を行なう。	—	男女参画・府民協働課
<b>③ 多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保</b>		
<b>ア 自己実現を可能にする学習機会の確保</b>		
<b>ドーンセンター啓発学習事業</b> 再掲【4-(2)-①】 →P64 参照	(—)	男女参画・府民協働課

事業名及び平成23年度事業概要	23年度 予算額 (千円)	担当課
<b>イ 女性のエンパワーメントとチャレンジのための能力開発、学習機会の充実</b>		
<b>ドーンセンター相談カウンセリング事業</b> 財団法人大阪府男女共同参画推進財団に委託し、関係相談機関と連携を図りながら、女性の視点から自立と主体的な生き方をめざした相談カウンセリング事業を行うほか、相談窓口情報の収集提供などを行う。 ○電話相談・面接相談の実施。 ・電話相談は休館日を除く毎日。 火曜から金曜 17:00-20:00 土曜・日曜 10:00-16:00 ・面接相談は予約制とし休館日を除く毎日。 火曜から金曜 17:00-21:00 土曜・日曜 10:00-18:00	—	男女参画・府民協働課
<b>ドーンセンター啓発学習事業</b> 再掲【4-(2)-①】 →P64 参照	—	男女参画・府民協働課
<b>ドーンセンター情報ステーション事業</b> 再掲【4-(2)-⑤】 →P65 参照	—	男女参画・府民協働課
<b>④メディアを利用した男女共同参画の推進</b>		
<b>ドーンセンター啓発学習事業</b> 再掲【4-(2)-③】 →P64 参照	—	男女参画・府民協働課
<b>サイバー犯罪に対する犯罪被害防止のための講話活動の推進</b> サイバー空間において、被害やトラブルに遭わないための講話を実施する。	—	警察本部 生活安全部 生活安全総務課
<b>⑤男女共同参画に関わる調査・研究、情報の収集・提供</b>		
<b>府民意識調査結果の周知</b> 調査結果を、ホームページに掲載し、男女共同参画の現状を府民に広く示す。	—	男女参画・府民協働課
<b>ドーンセンター情報ステーション事業</b> 女性に関する情報を幅広く収集・整理・加工し、これらを活用して、多様なニーズに的確に対応した情報提供を行う。 また、各種情報をデータベース化するとともに、インターネットで提供する。 ○情報ライブラリーの運営 ○情報システムの運営                    等	—	男女参画・府民協働課
<b>ドーンセンター啓発学習事業</b> 再掲【4-(2)-①】 →P64 参照	(—)	男女参画・府民協働課